

三木町農業委員会

令和5年6月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和5年6月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和5年6月20日
(会議時間) 13:30～14:45
(開催場所) 三木町防災センター 第1研修室

出席委員数 16名

1番	松田	隆雄
2番	香西	茂知
3番	古市	哲
4番	藤沢	勇一
5番	鎌倉	茂雄
6番	溝渕	常雄
7番	川田	正憲
8番	鈴木	勤
9番	小川	正則
11番	高重	浩二
13番	吉原	博
15番	横山	良秀
16番	岡田	久
17番	鎌倉	守
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

欠席委員数 3名

10番	鎌倉	博之
12番	白井	敏雄
14番	中川	詰郎

事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 川田耕平課長補佐
3. 池田静代副主幹
4. 漆原翔平係長
5. 谷井直人主任主事

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 非農地証明願について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 使用貸借返還通知について

13時30分 開会

事務局 本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。それでは定刻よりは前になりますが、皆さまお揃いになりましたので、6月の農業委員会定例会を開会いたします。

本日、白井委員、鎌倉博之委員、中川委員より欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。それでは開会にあたりまして、高尾会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。今月の定例会は、農地法関係議案14件と農用地利用集積計画について、それぞれご審議をお願いいたします。本日の議事録署名委員につきましては、香西委員さんと古市委員さんをお願いいたします。それでは高尾会長よりよろしくお願いいたします。

会長 それでは、さっそく議案に入っていきたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より提案をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページ、議案第1号をご覧ください。

【議案第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 農地法3条は以上の8件ですね。地区担当の農業委員の方、補足説明がございましたらお願いします。

川田委員 1番と2番ですけれども、後の非農地証明でも出てくるのですけれども、[]さんの入口が現状狭くて車が入れないということで道を拡げるために現状に合わせて転用したという形のものです。

藤澤委員 3番と4番ですが、3番につきましては、[]がありまして、その西側に[]がありますけれども、40～50m南に行きまして、[]の線路の方に行きまして、三角形に位置しております。[]が買おうという畑のぐるりが[]の持ち物でありまして、この人以外には買うことはできないということでございますので、面積は34㎡と小さいですけれども、現況は畑でちょっとしたものを作っています。そういうことで[]が購入しようということでございます。4番につきましては、[]の南側に[]が通っています。西に行きますと[]がございまして、その水路を超えて南側に長方形でこの畑があるということでたまたま[]が隣接に住んでいるということで耕作していこうという状況でありますので、よろしくお願いします。

溝渕常委員 5番ですが、元々は[]さんという方が持っていた土地で、場所は[]の北側です。[]をしている横です。本来は[]が最初から欲しかったんですが、[]が農家でなかったので買えなかったのが、[]の名義で借りておったというような事情のようです。それを[]が[]から譲り受けるという形になって本来のさやに納まった状況のようです。ちょっと良く分からなかったんですが、複雑な事情があったようです。問題はないのでよろしくお願いします。

松田委員 6番ですけど、[]と[]の農地は隣接してまして、[]の農地は全然使ってなくて、[]なので贈与して作ってもらおうということで話はついているみたいで

す。

香西委員 7番は、若い人が田んぼを作ってくれるということでございます。

松田委員 8番ですけれども、先ほど説明がありましたとおり[]が耕作しており、その継続で所有権移転ということで問題はないと思います。

会長 ありがとうございます。ご質問がありましたらお願いします。
1番かな、家の入口を道路にということであつたけれども3条でOKなのかな。

事務局 道路にするというのは非農地証明の方で、この後出てくる話で。今回は農地を現況に合わせて名義変更するという内容なんですけれども、地籍調査が入った時にそれが判明して直さないかんという話になっていたんですけれども、地籍調査では地目は変えられるんですけれども所有権移転はできないので、今回、非農地証明に合わせて申請したという内容です。

会長 そういうことですね。それと、3番の[]と8番の[]は[]と[]なんやけれども、後継者はおいでということであんな。

事務局 []さんの方に関しては世帯で[]の[]がおられて、同一世帯に[]の[]もおられて、一緒に農業をされるということでの申請になっています。[]さんについても同一世帯に[]の[]がおられるので、一緒に農業をされるという申請になっております。

会長 新規の方がおいでたやろ、7番、新規で農業をするということで農機具とか確認はできているん。

事務局 こちらの方は今までもこちらの農地を[]と一緒にされていて、一応トラクターは持っているということで聞いております。

会長 []の[]の方、4番かな、[]は田の隣におるといふことですね。

事務局 []が隣接地に住んでいて、一緒に家庭菜園をするということなんです。

会長 その他、ございませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決に入ります。議案第1号について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第2号、事務局より提案をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。議案書の3ページをご覧ください。なお、お配りしている個別の位置図も併せてご覧ください。

【議案第2号について朗読(別紙、議案書のとおり)】

以上になります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

松田委員 それでは、現地調査の報告を行います。6月分の農地法関連の申請について、去る、令和5年6月13日(火)の午前9:00から5条申請1件につきまして、高尾会長、香

西委員、私、事務局2名の計5名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、今回の土地造成に伴い、農地内の土水路がなくなることです。しかしながら、代替用の水路を計画地内に付け替えて新設するという事で、解決しております。その他の点については、特に問題ありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。

会長 ありがとうございます。それでは、地区担当の委員の方、補足の説明がございましたらお願いします。

小川委員 農地法第5条、これに関しては[]が亡くなって相続する人間がいないということで管財人は弁護士さんがなって、売買をして譲受人が購入して、そこに分譲住宅2階建を1等建てるということでもあります。そこには水利組合が2か所あるんです。[]と[]の2か所の水利組合が混ざってるんですが、2つとも了承しているので何の問題もないと思います。よろしくお願いします。

会長 はい。

藤澤委員 事務局にお聞きしたいのですが、土地の中に水路がずうっと通ってんかな。[]というところに向かって。その水路の復元は代替えで水路を作ることですけれども、その辺りを詳しく報告してくれんますか。

事務局 公共の水路ではなくて公図上にはないんですけれども、農地内に土水路がありまして、それが土地造成に伴って無くなってしまうと奥の田に水が入らないという話になるので新設で代替えの水路を計画地内で作って水が入るようにしているということです。

藤澤委員 その場合にね、法的な話として水路の位置を変えるということになれば、付け替えた水路の登記関係はどう考えとるのかな。

事務局 工事完了後、分筆して町の方に寄付するという事で聞いております。

藤澤委員 はい、わかりました。

会長 私の方からいうと[]の土地が先月の定例会で[]が[]の土地も含めて購入するという事だったんですが、今回ののはその南側で1枚、田が残って今回の赤い申請地になります。先月の用地と今回の間に1枚、田が挟まるので、購入者も[]になりますということですかね。本件について、ご質問はございますか。何かないですか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決に入ります。議案第2号について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第3号、事務局より提案をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。議案第3号 非農地証明願について説明します。議案書の4ページをご覧ください。なお、お配りしている個別の位置図もご覧ください。
【議案第3号ついて朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上になります。ご審議よろしくお願いします。

会長 以上、非農地証明5件でございますが、ご質問のある方。

藤澤委員 ちょっと、お聞きしたいんですけれども。1番、3番、5番なんですけれども。公衆用道路に現況がなっているということなんですけれども。例えば、これが登記簿上分筆して公衆用道路とするのか、そのまま非農用地ということで公衆用道路として使うのか。その辺りの登記関係が知りたいんですけれども、お願いできますか。

会長 事務局、その辺りの話はセットになっているのかな。

事務局 そうですね。今回の拡幅に併せて分筆しておりまして、その部分を今回非農地証明で地目変更するという内容です。

藤澤委員 具体的に言うと、分筆して公衆用道路にすると。それが1番の方法なんでしょうけれども。分筆するにも費用がいくつあると思うんですよ。それをみて、なおかつ分筆して登記するのか、その辺りの取組みがなかなか難しい面があるんですよ。分筆はかなり金があるからなあ。

会長 今回は分筆して出してきとるんでしょう。

事務局 ここは地籍調査が入ってるんで、測量のデータとかは貰ったと思います。

藤澤委員 地籍調査は現況主義で行っとるから、例えば個人の土地であってでも農道で使っている場合は当然農道というね。そういう登記になると思うんですけれども。その類でいくのかな、この関係は。

事務局 地籍調査が入った段階ではまだ道は拡がってなくて地籍調査後に道が広がっているの。

藤澤委員 その辺り上手くいくようにお願いします。

事務局 はい。

会長 他にございませんか。古市委員さん。

古市委員 2番、3番の案件ですけれども、非農地となった年月日が令和5年5月23日ということで1月前ぐらいの話なんですけれども。農機具を搬入するために道をつけるということであれば、転用許可を取りずして勝手につけて後から事後承諾で非農地証明で良いということで。こういうのを許可するのは妥当な案件なのでしょうか。

会長 これは地籍調査の絡みで公図の日付が令和5年ということ。

事務局 登記簿が令和5年5月23日で分筆です。

会長 実態は古くからあった訳やろ。

事務局 元々の道は古くからあったんですけれども、道を拡げたのはおそらく令和5年。

会長 川田委員。これはご存じですか。

川田委員 令和5年5月23日には新しく田との境の区切りを入れて、実際道は拡がっているというか。その時にこういう形にしたという形ですね。

会長 令和5年5月23日に拡げたん。

川田委員 ええ、そうですね。

会長 どうなるんだ、これは。

藤澤委員 地籍調査は終わってるんでしょう、ここは。

川田委員 地籍調査した時に今の現状いうんですかね。現状使っているのと地籍調査したのと違ってたというのかな。現状に合わせた形に地籍調査してからはなっていると思いますので。

藤澤委員 いづれにしても分筆して登記をしていくわけやな。はい、ありがとう。地籍調査は現況主義で行きますから、田であっても道路になっておったら公衆用道路に登録するんですよ。それだったら、しょうがないんだけども。後だったら分筆して。

会長 分筆はしたんやな。後は登記やな。

吉原委員 ちょっと気になることがあって。分筆っていう行為を地籍調査の時にしてくれるわけではなくて、で良いんですか。

藤澤委員 地籍調査をする時に現況主義でいきますから、農道だったらそこを地籍調査の方で分筆線を入れられるんですよ。入れて農道として位置づけするわけですよ。

吉原委員 分筆の申請をしなくても地籍調査の時に現状に併せて分筆を法務局の方でしてくれるという。

藤澤委員 そうです。そうです。地籍調査の時に分かっていたらね。現況主義でいきますから、農地であっても農道になっていたらそこに分筆線を入れるんですよ。地籍調査の時に。そしたら分筆線ができてくるわけです。

吉原委員 そのあとで今出てきたのはその分筆した部分を今度は田んぼなので必然的にこれを公衆用道路に地目変更するという行為だということの良いんですね。

藤澤委員 そうですね。そういうことになると思います。

事務局 すいません。失礼します。先ほどの古市委員さんですね。今から新たに分筆してここを農道拡幅するのであれば、本来は農地転用の手続きが必要なのではないかという意味合いだったと思うんですけども。一応、非農地証明というのが農業用施設に関しては非農地証明で取扱いできることで、非常に難しいところではあるんですが、農道の拡幅というところが、一応農地の利便性を上げるということで農業用施設の一部というふうに事務局の方では取扱いして非農地証明で受けたという経緯になります。今後こういった案件がもしかしたら出てくるかもしれないのですが、その都度、申請者の方に聞き取りをしっかりと行っただうえで転用なのか、非農地証明でいくのか、というところを判断してやっていきたいと思っております。

吉原委員 その判断基準は何ですか。転用とするのか。非農地証明で対処するのか。という判断基準。

事務局 例えば宅地への進入路とかであれば当然農地転用になるんですけども、今回は明らかに農地への進入のためのもの。

吉原委員 農道だった場合には非農地でいくという。

事務局 そうです。

吉原委員 宅地への進入路とかそういう場合は転用でいくという。

事務局 はい。

吉原委員 はい、わかりました。

会長 古市委員さん。一応、納得ということで。ちょっと地籍調査の時で地目を変えられるという問題が色々尾をひいているのもあるんですが、後で説明したい。はい、本件について他に質問はありませんか。
川田委員さん、■■■■さんのところは現況山林のままやね、これ。

川田委員 山の際なんですけれども、畑でちょっと水の出も悪いので。■■■■さんもちっと高齢になってきていますので。

会長 斜面になってきている。上の■■■■さんの辺りはちょっとおして綺麗にしている。
はい、それでは採決に入ります。議案第3号 非農地証明願について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。続きまして、議案第4号でございます。議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、提案をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらにつきましては、新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の6ページをご覧ください。番号5から説明いたします。
【番号5から番号12について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上となります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、利用権でございます。農業委員のところまで情報が行っていないのもあろうかと思いますので、各地区、ご確認をお願いします。
ご質問のある方、おねがいします。よろしいですか。
特にご質問が内容であればそれでは採決に入ります。議案第4号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、これについて承認するという委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。では、続きまして報告事項になります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてと報告第2号 使用貸借返還通知について、続けて報告をお願いします。

事務局 それでは報告議案について説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明します。
【報告第1号、報告第2号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。

会長 以上、報告2件ですが、ご質問はございますか。
1号の1番は私の管轄の所なんやけれども、元々、畑の永小作、残存小作だったんですが現状ほとんど山化しているということで■■■■さんが元に返してもらうというので了解したということですね。それから報告2号の1番の■■■■の法人のやつですが、これは双方合意になっていますけれども将来的には転用ということで動いているようです。ちょうど■■■■の隣ぐらいです。おっつけ転用が出てくる予定というようになっているようです。質問がなければ議案については終わりたいと思います。

委員一同 (質問なし)

会長 ありがとうございます。それではその他について何かございますか。では、私の方から、先ほど地籍調査の関係の地目変更の関係なんです、今、地籍が池戸地区の北部、

井上地区が全部、それから下高の北の方かね、全部終わらすには農林課の管轄なんですけれども、以前に聞いた時には30年ぐらいかかるということで。今、始まって5, 6年でこの状態で。その中で問題というか、今解決しようとしているのが、地籍調査で先ほど言ったように地目が変わるでしょう、地目が変わると田であったところが山になっている場合がある。我々、水利組合は田で毎年の面積でお金を徴収しよるけど、いつの間にか山になっとたという状況になってくる。これは三木町の土地改良区に聞くと自己申告やから皆から言うてきてもらわないかんのやということなんやけど、結構な数になるんですよ。その時に漏れなく言うてくるかという話になるんやけれども。もう一方では法務局で変わった登記は町の税務課には来るんや。税務課に来て次の年の正月には我々、農業委員会の方に来るんやけれども土地改良区に来るルートが今はない。いうて来てくれよということになっているんだけれども、三木町としても明治以来のことで、そこら辺のデータの変換がこう上手くやり取りがどうもできていないみたいで。そこらをどうしていくかというのを考えておるんですけどもね。改良区と三木町と農業委員会と上手くデータの互換性をやっていけたらと考えているところです。そういう問題があります。

藤澤委員 今、会長の方から若干、ご発言があったんですけども。土地改良区についてはですね。さっきも言ったように申告主義ということは前と同じなんですけれども。例えば相続して家の若い人の名前に代わるという場合には土地改良区の方にですね、申告していただいて、親から子に組合員の変更はできるわけなんです。もう一つは公共で町道とか県道とか買収されますよね、農地が。その場合も公共ではありますけれども土地改良区の方に届けは本人さんから申告してもらわないと分からないとそういう実情でございます。地籍調査の関係でそういう種があるもんですから、その辺をどうすべきかというのを会長からご案内があったんですけども。確かに各池の関係でも水利組合の面積が変わってくる場合があるんですけども。今後はこういう問題をどうするのかということと共にお知恵をお借りしたいなと考えておりますので、会長、よろしくお願いします。

会長 まあ、そういう動きがあるということで、ご理解いただきたいと思います。
あと、何かその他でありますか。
次に次第の2番、香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。令和5年5月について。農地法第4条につきましては、香川県が0件、三木町分については0件でございます。農地法第5条につきましては、香川県が10件、41, 295. 00㎡、三木町が2件、9, 150. 00㎡でございます。以上です。その他、何かありましたら。以上で終了といたします。事務局へお返しします。

事務局 高尾会長、議事進行、お疲れ様でした。それでは、日程の方のその他につきまして事務局より連絡がございますのでお聴き取りください。

事務局 失礼します。先月の定例会の時に締切らせていただきました、皆様からの意見書につきましては事務局の方で取りまとめをいたしまして農業会議の方へ提出し、その後、農業会議から香川県全体の意見として集約して県の方へ提出する運びとなっております。今回、14名の方からのご意見を頂戴いたしました。誠にありがとうございました。今月末で提出をしておきます。それから活動記録簿なんです皆様方、ご提出をよろしくお願いいたします。以上です。

事務局 それでは、事務局より、7月の行事予定等について、お知らせいたします。7月分の農地転用等の締切りは、6月30日(金)となっております。農地転用現地調査は、7月13日(木)午前9時から実施いたします。当番委員は、古市委員さん、藤澤委員さんとなっておりますのでよろしくお願いいたします。定例会は7月18日(火)午後3時から、三木町防災センター2階第1研修室で開催いたします。定例会終了後、5時半より「すし富」にて送別会を予定しております。また、7月20日(木)午後1時より農業委員改選に伴う任命式を改善センター農事研修室で開催いたします。任命式終了後、引き続き臨時総会を行います。それから、7月31日(月)午後1時半より推進委員改選

に伴う任命式を改善センター農事研修室で開催いたします。任命式終了後、引き続き農業委員会事務研修会を行います。連絡事項は以上でございます。

事務局 それでは以上を持ちまして本日の日程を終了いたしました。それでは閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理 (挨拶)

事務局 以上を持ちまして農業委員会6月の定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

14:45 閉会

